

三木南地区市政懇談会 議事録

- 1 日 時 令和元年9月27日
午後7時30分～8時40分
- 2 場 所 三木南交流センター2階研修室
- 3 参加者 三木南地区 8人
市 20人（市長、副市長、副市長、教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、議会事務局長、消防長、教育総務部長、教育振興部長、企画政策課長、生活環境課長、道路河川課長、都市政策課長、交通政策課長）
オブザーバー 4人
傍聴者 2人

4 内 容

- (1) 地区からの意見・提言及び市からの回答
別紙のとおり

(2) 意見交換

- ア 神鉄志染駅の南北を結ぶ陸橋の設置・神鉄志染駅の南西側エリアの再開発

【三木南地区】

志染駅南西側エリアの整備について検討するとのことであるが、いつ頃までに整備するという強い意思はあるのか。

【都市整備部長】

整備をするのかしないのかも含めて検討する。民有地も含まれるので、地権者の理解も必要である。費用がどれくらいかかるのかなどしっかり検証した上で、整備するとなれば事業期間も決定する。

【三木南地区】

検証の期間はいつまでか。地権者の理解が得られれば早く進むこともあるが、検証により時間がかかる印象がある。

【都市整備部長】

ある程度見通しを立てないといけないと考えている。都市計画道路の整備も含め、しっかりスケジュールを立てないと事業期間がどんどん延びていってしまうため、できるところ

からやっていきたい。

【市 長】

地域の方は不安を感じていると思うが、市としてもやる気があるので業務委託を行い、検討している。地権者の関係もあり、費用がどれくらいかかるのかということもある。いずれにしても、構想案が出てきてから考えたい。

【三木南地区】

神鉄志染駅南西側エリアの開発については、駅にエレベータを付ける計画であると聞いている。

【都市整備部長】

まだ具体的な案はできていない。高齢者などが利用することを考えれば、エレベータなどの施設が必要になってくると考える。

【三木南地区】

最近では、JRの多くの駅にエレベータが設置されている。平成27年度には志染駅の公衆トイレにウォシュレットが設置され、利用者が使いやすくなった。障がい者や高齢者が利用しやすいように志染駅にエレベータを設置する方針を立てていただきたい。設置に当たっては、市の予算は限られているため、国や県の補助金を活用して進めていただきたい。

【市 長】

この事業を進めるに当たっては国や県の補助金がないことをご理解いただきたい。

イ 三木南地区デマンドバスの要望

【三木南地区】

昨年と同様の意見であるが、昨年と比べてバス停を具体的にあげている。しかしながら、市からの回答は紋切り型で、一般のデマンドバスの考え方にとどまっている。三木南地区にも路線バスが走っているが、十分ではない。市役所まで行くにも、路線バスが走っていない。路線バスでカバーするという回答であるが、このような状況では路線バスでカバーできない。従来のデマンドバスの考え方は、地域内交通という考え方である。高齢者の移動手段をどう確保するのか。バスを乗り換えても目的地に着かない状況であることから、従来

のデマンドバスより一歩進んで、地域住民の移動手段として考えていただきたい。高齢者になってもイオンや市役所などに容易に行けるような移動手段を前向きに検討いただきたい。

【都市整備部長】

道路運送法による規制により、路線バスが走っているところに、別の移動手段を走らせることができない。例えばデマンド型交通を走らせると、既存の路線バスにも影響する。デマンド型交通は、基本的に地域内の移動手段と考えている。高齢者などの移動手段をどう確保するのかについて、本日のご意見も踏まえて、バス交通の見直しの中で考えていく。

【副市長】

他市でも取り組まれているデマンド型交通のシステムは予約型のシステムであり、技術的な限界により少人数での近い距離の利用に限られる。鉄道軸があり、鉄道の駅や拠点を結ぶ路線バスが走っている中で、遠くのバス停まで行けない方のために、これを補うのが予約型のデマンド型交通である。地域住民の思いを受け止めて、どういったことができるのかを検討したい。デマンド型交通でどこでも行けるものではないことは、認識いただきたい。

ウ 高齢ドライバーの交通事故抑止策について

【三木南地区】

当該自治会では75歳以上の方が100人以上、70歳以上の方が150人以上おられ、その7割の方が車を運転している。最近、高齢者が近隣のお店で買い物に行ったときに交通事故を起こしている。その方に免許返納の話をしたが、免許を返納して、病院までどのようにして行くのかとのことであった。北播磨総合医療センターでの高齢者による痛ましい事故もあった。市は少子化対策として子育て支援に力を入れているが、市民は若い人ばかりでなく、高齢者も多くいる。子育て支援は手厚いが、高齢者にも目を向けていただきたい。高齢者にも住みやすい、若い人も住みやすいまちを両立してこそ三木市は繁栄できる。高齢者も税金を負担しているのに、若い人への支援に偏っている。免許を返納した場合に、移動

手段はどうするのか。買い物については宅配などでカバーできるが、市役所に行きたくても行けない。三木南地区には県道が通っているが、路線バスは走っていない。一方で、恵比須駅から自由が丘や緑が丘を通過して神戸方面へ路線バスが走っている。志染駅まで歩くのも大変な方がいる。高齢者に優しい施策を進めていただきたい。誤発進抑制装置への補助制度についても東京都などの状況を見るのではなく、三木市の取組としてできないか。

【都市整備部長】

免許を返納された場合に、移動手段の確保が必要となってくることは認識している。現在、市では令和2年10月に向けてバス交通の見直しを行っている。廃止だけでなく、減便や統合のほか、利用者が増えている路線は増便するなど、利用状況を見て見直しを進めたい。

【三木南地区】

試験的に県道にバスを走らせることはできないか。都市計画マスタープランには県道にバスを走らせる案はない。バス交通の見直しの際に、バスが走っていないところにバスを試しに走らせてみて、利用者が少なければやめればよい。以前に、県道神戸三木線にはバス停のスペースがないため路線バスを走らせることができないと聞いた。しかしながら、押部谷より神戸側にはバス停のスペースがなくても三宮行きのバスが走っており、矛盾している。高齢者の交通事故が起きているのに、市は何もしていない。前向きな回答をいただきたい。

【交通政策課長】

8月の区長協議会でも同様の意見をいただいた。その際に、県道神戸三木線は交通量が多く、安全なバスの乗降が難しいため、バス停が設けられてこなかったのではないかと回答した。今後の見直しにおいては、運転免許を持っている、持っていないにかかわらず、移動に格差が生じないようにしたいと考えている。なお、北播磨総合医療センター行きの路線バスが走っており、イオン三木店、市役所、神鉄志染駅も通っているので、そちらをご利用いただきたい。

【三木南地区】

北播磨総合医療センター行きのバスは走っているが、自由が丘には三宮行きのバスが走っている。同じ三木市民であるので、同様の移動手段の案を出していただきたい。県道神戸三木線の押部谷から神戸側は、バス停のスペースがないのにバス停がある。なぜ神戸市にできて、三木市にできないのか。市も努力していただきたい。

【交通政策課長】

ご意見をいただいたので、バス事業者との協議や公安委員会の見解も聴きながら検討したい。

【市長】

公安委員会やバス事業者などとの調整が必要であるが、三木南地区からどの時間帯にどこを走らせてほしいという声を上げていただければどうか。

【交通政策課長】

既存の路線バスとの兼ね合いもあるが、いただいた意見を基にバス交通を再構築していくのも一つの方法である。

【市長】

地区からの意見を出していただき、市も一緒に考えていきたい。どこを通れば人が乗るといふ地区の意見を出していただき、市も一緒に話をする中で、バス事業者や公安委員会に提案することはできると考える。例えば、定例の区長協議会で話をしていただき、市も一緒に話し合いをさせていただくことは可能である。

【三木南地区】

誤発進抑制装置への補助制度については、県が制度を設ければ、市は何もしないのか。県任せで良いのか。

【市民生活部長】

いまのところ市として補助制度を設ける予定はない。まずは、東京都や兵庫県の状況を注視したい。

【三木南地区】

県任せで市は何もしないのでは、薄情ではないか。

【副市長】

市は全く考えていないわけではない。県の補助制度に対し、市も一緒に補助することも考えられる。今回は、市が負担することなく、県が2分の1を補助する制度を創設するとのこ

とであるので、県の制度により補助するものである。半額を自己負担してもらうことで、高齢者の自覚も促したいという県の思いもある。

【三木南地区】

県の補助制度は、いつから始まるのか。

【市民生活部長】

新聞記事によると10月から始まるとのことである。まだ、県から補助制度の内容を知らされていない状況である。

【三木南地区】

市が補助制度の窓口となるのか。

【市民生活部長】

窓口は、県の交通安全室である。県に補助制度について問い合わせているが、県は具体的なことは発表できないとのことで、新聞記事の範囲でしかお答えできない。

【三木南地区】

誤発進抑制装置への補助制度については県の交通安全室が窓口となるとのことであるが、申請用紙などは市の窓口で取れるようにはできないか。

【市民生活部長】

県に問い合わせる。また、市民への周知をしていきたい。

【三木南地区】

市で申請用紙を取れるようにしていただいた上で、周知するべきである。

【市民生活部長】

周知の協力はできる。制度の詳細が決まってから周知したい。

【副市長】

市としてできることをやる。申請窓口が県であることは聞いている。

【市長】

県の考え方がまだ分からないが、広報みきなどで周知することも可能であるので、県の意向を聞いた上で進めていきたい。

【生活環境課長】

県はまだ制度について発表できない状態である。東京都は車の販売店と協力して、申請用紙を置くなどの対応をしている。市としてもできる範囲で協力する。

【三木南地区】

周知については、広報みきへの掲載だけでなく、チラシを全戸配布していただきたい。

【市 長】

配布物が多いという区長の声も踏まえて検討する。